

日本私立学校振興・共済事業団一般事業主行動計画 (女性活躍推進法)

日本私立学校振興・共済事業団は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号）第 8 条の規定に基づき、次のとおり一般事業主行動計画を策定する。

1 計画期間

令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの 5 年間とする。

2 課題

- ・職員全体の女性割合に比して管理職（課長職以上）の女性割合が低い。
- ・男性の育児休業取得割合が少ない。

3 目標

- ・管理職に占める女性割合を 20%以上にする。
- ・職員の残業時間を月平均 20 時間以内とする。

4 取組内容と実施時期

(1) 女性活躍推進のための階層別研修を実施する。

- ① 令和 3 年 4 月～ 研修プログラムの検討
- ② 令和 4 年 4 月～ 職域別研修の実施

(2) 職場と家庭の両方において男女ともが貢献できる職場風土づくりのため、各種研修を実施する。

- ① 令和 3 年 4 月～ 研修プログラムの検討
- ② 令和 4 年 4 月～ 職域別、年齢層別研修を実施。

○ 女性の活躍に関する状況の情報（令和３年４月１日現在）

採用した労働者に占める女性労働者の割合	73.3%
男女の平均継続勤務年数の差異	71.4%
労働者の一月当たりの平均残業時間	12.21 時間
管理職に占める女性労働者の割合	15.8%

○ 男女の賃金の差異の情報

	男女の賃金の差異 (男性の賃金に対する女性の賃金の割合)
全労働者	59.6%
職員	78.4%
パート・有期雇用職員等	55.2%

対象期間：令和４事業年度（令和４年４月１日から令和５年３月３１日まで。）

賃 金：本給・諸手当（退職手当・通勤手当を除く。）

差異についての補足説明

職 員：職員数は男女均衡しているものの、年代別に見ると女性職員は若年層、男性職員は 50 歳以上が多く、また、この年齢構成の影響により管理職も男性職員が多いため、差異が生じている。

パート・有期雇用職員等：勤務形態の構成割合として、女性はパートタイマーに対し男性は賃金の高い有期雇用職員が多いため、差異が生じている。